



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

本社所在地 東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
会社名 RIZAP グループ 株式会社
代表者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシヤス
問合せ先 取締役 香西 哲雄
電話番号 03-5337-1337
U R L <https://www.rizapgroup.com/>

マルコ株式会社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社子会社であるマルコ株式会社は、本日、「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ」を開示いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

以 上



(別紙)

平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 マルコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩本 眞二
(コード 9980 東証二部)
問合せ先 執行役員 管理本部長兼経理部長
巻田 眞一郎
(TEL 06-6455-1205)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成29年7月31日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、昭和53年、日本ではじめてプロポーシオンを整えるための“体型補整下着”の価値を提唱し、以降、女性の美を追求し続け、よりクオリティの高い商品開発や当社独自の体型補整概念に基づくボディメイクとコンサルテーションを中心としたきめ細かなサービスを実践し、国内の体型補整下着のマーケットを開拓してまいりました。そして、現在、“体型補整下着”の提供を主力事業としております。

今後、当社はより多くの女性に当社の商品・サービスを知っていただき、ご提供する機会を増やしていくとともに、お客様により一層輝いていただける新たな商品やサービス、そして関連事業の提供を行い、女性の「永遠に輝く美と生き方」をトータルサポートする企業として新たな成長を目指し、改革を進めております。

昨年4月には、RIZAPグループ(株)との資本業務提携契約を締結し、同社及び同社グループのマーケティングノウハウや商品開発力、ブランド力を活用することで、当社の改革の実効性を高めております。

また、本年6月には、RIZAPグループ(株)との本格的な「RIZAP 型マーケティング」の展開強化および新商品・サービスの共同開発および相互送客等に関する協業方針を策定しており、平成30年3月期においては売上高15,000百万円、営業利益1,200百万円を計画しており、その後の中長期的な成長路線への転換につなげて行く方針です。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、今後の中長期的な成長路線への転換を確実にするための本格的なマーケティング・広告宣伝に関する投資（全国的なテレビCM展開など）や新規事業開発投資など、新たなお客様を獲得するとともに、継続的に当社の商品やサービスをご利用いただける環境整備のための戦略的投資への充当を目的としております。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、この時期に資金調達を行う理由は、より多くのお客様に当社商品をお届けしてまいりたいと考え、お客様のご購入時のご負担を軽減する購入方法のひとつとしてマルコクレジット（自社割賦制度）を本年6月よりスタートしており、ご購入代金の回収までの間（最大36ヵ月）の資金需要に充当するとともに、先に記載した集客力の強化や顧客満足度を高めることを目的としたマーケティング・広告宣伝に関する投資や直営店舗の出店・改装に関する投資、システム開発投資、新規事業開発投資、および人材採用・育成に関する投資など今後の成長に向けた戦略的投資を速やかに実施していくため、この度、公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しによる資金調達を実施することといたしました。

本資金調達により、今後の事業拡大に向けて、自己資本を充実させ安定した財務基盤のもと、成長への投資を機動的に行える経営基盤を構築し、先に記載いたしました平成30年3月期の売上高15,000百万円、営業利益1,200百万円の計画達成およびその後の中長期的な成長路線への転換をより確実なものとし、企業価値の継続的な向上を図ってまいります。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 13,932,300 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年8月8日（火）から平成29年8月10日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成29年8月16日(水)から平成29年8月18日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩本 眞二 に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,567,700株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年8月8日(火)から平成29年8月10日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)から払込金額(引受人より当社に払込まれる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、処分価格(募集価格)その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩本 眞二 に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,080,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集における需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社SBI証券
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集における需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から2,080,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩本 眞二に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,080,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 株式会社SBI証券
- (5) 申 込 期 日 平成29年9月13日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成29年9月14日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩本 眞二に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」という）に伴い、その需要状況を勘案した上で、2,080,000株を上限として、一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,080,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成29年7月31日（月）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式2,080,000株の第三者割当増資（本第三者割当増資）を、平成29年9月14日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月8日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

株式会社SBI証券が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	87,047,071 株	(平成 29 年 3 月 31 日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	13,932,300 株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	100,979,371 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	2,080,000 株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	103,059,371 株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1. に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	1,567,734 株	(平成 29 年 3 月 31 日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	1,567,700 株	
(3) 処分後の自己株式数	34 株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

差引手取概算額7,035,710,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限944,185,600円と合わせた手取概算額合計上限7,979,895,600円について、直営店舗の出店・改装費用及びシステム開発の設備資金、マルコクレジット(自社割賦)の運営に伴う運転資金、その他広告宣伝費及び採用費並びに新規事業投資等に充当する予定であります。

具体的な資金使途につきましては、次の通り予定しております。

① 直営店舗の新規出店開発等に関する投資への充当

当社の主力販売商品である体型補整下着の販売は、お客様と対面し、体型補整に関するコンサルティングとフィッティングを行った後に商品を販売し、商品販売後のアフターフォローを行うことで、お客様の体型補整をサポートしつつ、リピート販売につなげていくというビジネスモデルが当社の特徴であり、強みとなっております。この強みを最大限に活かすと

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ともに、インフォーマーシャルなどによる集客力向上施策と連動し、より多くのお客様への対応を可能とする大型化や新規のお客様でもご来店しやすい路面店などへの新規出店及び移転を積極的に進めていくとともに、現在、店舗の少ないエリアへの政策的な新規出店を計画しております。店舗形態の見直しを推進することで、顧客ニーズへの対応力と運営効率をともに向上させることで、収益力の向上を図ってまいります。

なお、今後3年間の新規出店50店舗、移転リニューアル80店舗を予定しており、投資額は1,560百万円を見込んでおり、今回の調達資金を充当いたします。

② マーケティング・広告宣伝に関する投資への充当

当社の成長において、集客力の向上が重要な課題であると認識しております。

従来、当社の新規顧客の獲得は、既存顧客からのご紹介に頼っておりましたが、近年、新規顧客の獲得が減少し、売上高も減少傾向で推移いたしておりました。

このような状況を踏まえ、既存顧客からのご紹介に加え、より多くの消費者にアプローチできるインフォーマーシャルなどのテレビCMによる集客施策に取り組み始め、着実に効果が出てきており、今後より本格的に全国展開していくため、インフォーマーシャルに加え、通常（15秒・30秒）のテレビCMの製作費及び放送枠の費用として、今後3年間で3,675百万円の投資を見込んでおります。

なお、昨年7月に実施した第三者割当増資による調達した資金の内、広告宣伝費への充当を予定しておりました800百万円につきましては、インフォーマーシャル等のテレビCMの製作及び放送の費用やインターネット広告などWEBマーケティング費用に充当いたしました。これらブランド力向上に資する施策について、テストマーケティングを実施するなど広告効果の検証を行ってまいりました結果、インフォーマーシャルをはじめとするテレビCMによる集客効果は高いものと判断し、継続して実施するために、今回3,675百万円を追加で調達することといたしました。

③ システム開発投資への充当

よりきめ細やかなマーケティング戦略の実施に向けた基幹システムの改修費用として、今後3年間で550百万円の投資を見込んでおります。

④ 新規事業開発投資への充当

当社の顧客会員に向けた新たなサービス提供となる新規事業を計画しており、商品調達など新規事業開発に係る費用への投資として、今後3年間で500百万円を見込んでおります。新たなサービス等の提供により、新たな収益機会を創出するとともに、お客様と従業員の囲い込みを行い、主力事業である体型補整下着の販売強化に繋げていくことを目的としております。

⑤ 人材採用・育成に関する投資への充当

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

新規顧客及び既存顧客への対応拡充を図るため、販売職社員の人員確保を図るとともに、事業拡大に向けた人員強化を見据えた採用および社員の教育研修等の人材育成を強化するため、今後3年間で250百万円の投資を見込んでおります。

⑥ マルコクレジット（自社割賦制度）資金への充当

本年6月より、お客様のご購入に際してのご負担を軽減することを目的とした新たな販売方法として“マルコクレジット（自社割賦／お客様と当社が直接、割賦販売契約を締結）”を導入しており、ご購入代金の回収までの期間（最大36ヵ月）の資金需要の一部に充当していくことを見込んでおります。また、マルコクレジット導入キャンペーンを実施した本年6月においては販売促進施策との相乗効果を創出し、月次の売上高が前年対比75.7%増と大幅増収となるなど、今後、マルコクレジットの活用による販売促進活動を強化してまいります。

また、資金の支払予定時期は以下を見込んでおります。

（単位：百万円）

項目	予定金額	支払予定時期		
		平成30年3月期	平成31年3月期	平成32年3月期
直営店舗の新規出店開発等に関する投資	1,560	250	610	700
システム開発投資	550	100	150	300
マーケティング・広告宣伝に関する投資	3,675	700	1,275	1,700
人材採用・育成	250	56	90	104
新規事業開発投資	500	300	100	100
マルコクレジット	1,444	1,444	—	—

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社グループの設備投資計画は、平成29年7月3日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
マルコ(株)	本社 (大阪市北 区)	基幹シス テム	100,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29.4 ～ 平成 30.3	平成 29.4 ～ 平成 30.3	(注)
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	新規出店	150,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29.4 ～ 平成 30.3	平成 29.4 ～ 平成 30.3	10 店舗
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	移転等	100,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 29.4 ～ 平成 30.3	平成 29.4 ～ 平成 30.3	(注)
マルコ(株)	本社 (大阪市北 区)	基幹シス テム	150,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30.4 ～ 平成 31.3	平成 30.4 ～ 平成 31.3	(注)
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	新規出店	300,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30.4 ～ 平成 31.3	平成 30.4 ～ 平成 31.3	20 店舗
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	移転等	300,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30.4 ～ 平成 31.3	平成 30.4 ～ 平成 31.3	(注)
マルコ(株)	鈴鹿事務所 (三重県鈴 鹿市)	耐震工事 等	10,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 30.4 ～ 平成 31.3	平成 30.4 ～ 平成 31.3	(注)
マルコ(株)	本社 (大阪市北 区)	基幹シス テム	300,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 31.4 ～ 平成 32.3	平成 31.4 ～ 平成 32.3	(注)
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	新規出店	300,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 31.4 ～ 平成 32.3	平成 31.4 ～ 平成 32.3	20 店舗
マルコ(株)	直営店舗 (全国)	移転等	400,000	—	増資資金及び 自己株式処分 資金	平成 31.4 ～ 平成 32.3	平成 31.4 ～ 平成 32.3	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の使途に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、財務体質の強化と今後の事業展開への対応を図るために必要な内部留保を確保しつつも、安定配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会であり、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、将来の事業拡大を見据えた企業体質の強化と、事業基盤の拡大に備えるために有効に投資してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	—	△121.60円	12.87円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	—	△54.5%	3.3%
連結純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 平成28年3月期より連結財務諸表を作成しておりますので、平成27年3月期は記載しておりません。

2. 過去3期間ともに配当実績がないため、1株当たり年間配当額、実績連結配当性向、連結純資産配当率は記載しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年7月5日 (注)	55,000,000	87,047,071	1,375,000	3,707,729	1,375,000	3,570,452

(注) 有償第三者割当

発行価格 50 円

資本組入額 25 円

割当先 RIZAP グループ株式会社 (旧商号 健康コーポレーション株式会社)

(4) ロックアップについて

一般募集に関して、当社株主であるRIZAPグループ株式会社は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。